

かでなボランティアだより

ボランティアのための情報誌

7

2020
No.50

日本福祉大学 副学長 原田 正樹

新型コロナウイルス感染症に世界中が翻弄されている。見えない恐怖と危機感にあおられ、「自粛」という自己責任を押し付けられる。「いのちと家族、大切な人を守れ」という同調圧力に拍車がかかる。感染した人を非難し最前线で必死に役割を果たしている関係者が、周りから差別され、排除の責任を第三者に押しつけ、より強い強制と規制を自ら求め始める。個人の自由のあり方が問われている。

どんな状況になろうと、人間の尊厳がウイルスに負けてはならない。感染してしまった人のことを思いやり、最前线で支えている人々に感謝し、今、自分にできることを考える。こんな当たり前のことを、見失ってしまうことがある。隔離ではなく、共生できる社会であってほしい。まさにボランティアが大切にしてきた世界観である。

今、ボランティアは活動を規制され、何もできないことに打ちひしがれている。だがきっとボランティアは動き出す。

今、悶々としたなかでも自分に何ができるかを考え続けているはずだ。今すぐの活動につながらなくても、私たちはボランティアの灯を消してはならない。その時が来たら、あれをしよう、これをしよう。ボランティアの想像力は「希望」だ。

月刊福祉 2020. 6月号 より抜粋

今月のお知らせ

月刊福祉2020. 6月号より

ボランティア活動保険における
新型コロナウイルスの取扱いについて

ご寄付ありがとうございました。



ボラセンマスコット
『イユミー』

おしらせ

従来、新型コロナウィルスに起因する肺炎などはボランティア活動保険の対象外とされていましたが、下記の通り、改定されましたので、ご確認下さい。

ボランティアに関するお知らせやイベント情報などを紹介します

ボランティア活動保険における新型コロナウィルスの取扱いの改定について

新型コロナウィルスの感染拡大に伴い、ボランティアの皆さまの活動にも大きな影響が生じていること存じますが、この度、ボランティア活動保険の特定感染症に指定感染症（新型コロナウィルス）を追加し、補償の対象といたしましたので、ご案内いたします。（2月1日に遡って補償します。）

ケガの補償

《抜粋》

ボランティア活動中にボランティア自身が特定感染症に罹患した場合に補償します。

補償される保険金の種類：

- ①葬祭費用実額（死亡の場合、300万円限度）
- ②後遺障害保険金 ③入院保険金 ④通院保険金

補償区分	保険金額
葬祭費用	実費（300万円限度）
後遺障害保険金	1,040万円（限度額）
入院保険金日額	6,500円
通院保険金日額	4,000円

※R1年度Bプランの場合は保険金額が異なります。

※特定感染症：感染症予防法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）による分類

一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡（天然痘）、南米出血熱、ベスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ（H5N1）、MERS
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157など）、腸チフス、パラチフス

※新型インフルエンザは補償されません。（感染症予防法で「新型インフルエンザ等感染症」に分類）

よくあるご質問（Q&A）

Q1. ホテルでの隔離や自宅での療養の場合は？

A1. 新型コロナウィルスに感染し、医師の指示のもと軽症や無症状の方等がホテル等の臨時施設または自宅で療養する場合は「入院」とみなし保険金をお支払いします。

Q2. 活動中に新型コロナウィルスに感染したのかの判断は？

A2. 新型コロナウィルスに感染したと想定される付近の日時に活動実態があるか、活動以外に感染要因となる事象（院内感染、クラスター等）がないか等確認させていただいたらえで、保険会社が判断します。

Q3. 「福祉サービス総合補償」の感染症の補償との違いは？

A3. 「福祉サービス総合補償」の感染症の補償では肺炎を発症しないと補償の対象となりません。一方、ボランティア活動保険では肺炎を発症しなくても対象となります。
また、補償される保険金の種類や金額も異なりますので、ご注意ください。

こちらは概要のご案内となります。補償内容の詳細につきましては「ふくしの保険ホームページ」(<http://www.fukushihoken.co.jp>)をご参照ください。

<取扱代理店>

株式会社福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-4667 FAX 03-3581-4763 (受付時間: 平日9:30~17:30)

<引受保険会社> 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-5137 FAX 03-6388-0154 (受付時間: 平日9:00~17:00)

SJ20-01571 2020/5/12

～ご寄付ありがとうございました～

コロナ禍の中でも自宅で手作りマスクを作成してのご寄付、貴重な不織布マスクのご寄付、そして、食糧などたくさんのご寄付をいただきました。コロナ禍だからこそ感じる人のあたたかさ、つながりの大切さ。あらためて、ありがとうございます。



会員募集やボランティア募集の掲載を希望される場合は嘉手納町社会福祉協議会までご連絡ください。

また、その他ボランティア・福祉に関する事などもお気軽にお問合せ下さい。



社会福祉 法人 嘉手納町社会福祉協議会

〒904-0204 嘉手納町字水釜447-1
(嘉手納町総合福祉センター内)
TEL (098) 956-1177
FAX (098) 957-2530
E-mail shakyo@kadena-shakyo.or.jp
ホームページ <http://www.kadena-shakyo.com/>